

第29回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月8日(金) 午後1時30分から午後4時56分

2. 開催場所 糸島市役所二丈庁舎 議場

3. 出席委員(27人)

会長	1番	藤井重登
会長職務代理者	2番	内野敏一
副会長	3番	井手均
委員	4番	鳥巢幸子
	5番	三坂洋子
	6番	坂木完治
	7番	小金丸義文
	8番	永田春喜
	9番	田中康太
	10番	泊成一
	11番	西原芳幸
	12番	松崎治磨
	14番	高橋達也
	15番	庄島久志
	16番	三島常美
	17番	平野利延
	18番	井上和雄
	19番	高武孝充
	20番	波多江龍志
	21番	田中隆秋
	22番	増田耕一郎
	23番	田中善久
	24番	藤嶋政秀
	25番	林正敏
	26番	平野武美
	27番	岩崎和幸
	28番	白水廣一

4. 欠席委員(1人)

13番 田原耕一

5. 議事日程

議事

議案第233号 農業生産法人の適格確認について

議案第234号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第235号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第236号 農地改良届出について
議案第237号 非農地証明願について
議案第238号 あっせん譲受等候補者名簿登録申請申出について
議案第239号 農地移動適正化あっせん申出（譲渡・取得）について
議案第240号 糸島市営農開始計画に係る審議について
議案第241号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第242号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

その他

- 1) 農地法第3条の規定による許可申請取り下げ、修正について
- 2) 新規就農者ヒアリング資料
- 3) 農地対策委員会B班報告について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 友 池 康 英
農 地 係 長 田 中 敏 彦

事務局

内野職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、内野職務代理者の音頭で農業委員憲章の唱和を行います。

職務代理者

皆さんこんにちは。きょうは五月晴れのいい天気総会ということでお集まりいただきありがとうございます。ただいまより第29回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は田原耕一委員が欠席との連絡を受けております。本日の出席は現在27名で委員の過半数が出席しています。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員憲章を唱和いたしますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。

【農業委員憲章唱和】

どうもありがとうございました。

事務局

藤井会長の議長挨拶をお願いいたします。
引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議 長

— 省 略 —

それでは、議事に移りますけれども、本日の議事録署名人を指名したいと思います。田中善久委員と平野利延委員に議事録の署名人をお願いしたいと思います。

それでは、きょうは議案を少し入れかえまして皆さんに審議を諮るというふうなことでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

きょう、議案の233号から用意をしておるんですが、議事の進行上、先に報告のほうからさせていただきたいと思っております。

72ページをおあげいただきたいと思います。

72ページ、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げ及び修正についてということで2件用意しておりますが、これにつきまして、先ほど総会が始まります前に会長のほうからご指導いただきまして、議案で可決した案件については今後議事として議案を提案して、皆さんの可決を受けて処理をするようにというご指導をいただきましたので、次回からはそのようにさせていただきたいと思いますが、今回はこの報告でということでご了解をいただきたいというふうに思っております。

まず、1点目でございます。

—————、地目の畑、751平方メートル、譲渡人が——

——で譲受人が——の3条の有償移転の件を4月の総会で可決いただきまして3条の許可を出しました。ところが、いざ登記をする段階になりまして、地番が誤っているということで申請者のほうから申し出を受けまして、本日の総会で正しい地番による3条申請が再度出ております。4月の総会で許可をしましたこの案件につきましては、許可書の原本を返還いただきまして、事務処理としましては決裁文書による事務処理という形で取り消しの処理を済ませております。それが1件です。

もう1件が2番ですけれども、——ほか6筆、全部で7筆の畑と田んぼの合計4, 516平方メートル、譲渡人が——と——、譲受人が——の3条許可申請でございます。4月の総会で可決をいただきまして3条の許可書を出しました。ところが、その後、これも法務局に行かれまして所有権移転登記をしようとしたところ、譲渡人の現住所が違うということで登記ができなかったという申し出がございました。事務局のほうで再度確認をいたしましたところ、申請書の住所は議案にかけた住所と同じでございまして、住民票の住所が登記簿の住所と異なっておったということが錯誤の原因でございます。これにつきましても許可書の原本を返還を求めまして、返していただいた後、戸籍の付票を提出を求め、現住所による許可書に修正をして、ご本人のほうに交付をさせていただきました。

この2件、1つは農地の番地の誤りによる許可書の相違、2点目は譲渡人の現住所が申請の住所と異なっておったため許可書の住所が違っていたということで、取り下げ処理と修正処理についてまずご報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

今、事務局が申しますようなことで、この後、3条の申請書類が出ておるわけでございますけれども、説明をしやすくするようにということから、この報告のほうを先にさせていただきました。

初めに断りましたようなことで、議案で処理した分につきましては今後議案でまた皆さんに諮って処理をしたいと、次回からはそういうふうと考えております。よろしく願いしたいと思います。

それでは、当初の方法に従いまして議案第233号に入りたいと思います。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第233号「農業生産法人の適格確認について」、ご審議を願いたいと思っております。

議案内容について説明をいたします。

平成26年7月31日に——が代表取締役を務められます——が設立されております。法人が経営する農地に

つきましては、ことしの6月の総会で利用権の設定を諮り、公告後に賃借される予定となっております。

今回、_____から農業生産法人として適格確認を受けたいとの申し出がありましたので、本議案において適格確認を行うものであります。

また、第3調査部会において代表取締役の_____と取締役の_____からヒアリングを実施してありますので、議案説明後にご報告をいただきたいと思いますと考えております。

では、2ページと3ページの議案の説明をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この情報につきましては82ページをおあげください。

82ページから86ページまで、この農業生産法人の適格確認のヒアリングの資料ということでつけております。82ページに6月利用権設定予定の農地の一覧、83ページから履歴事項全部証明書、会社の登記簿でございます。85ページからは営農計画書ということで資料をつけておりますが、内容につきましてはヒアリングの報告という形で後でさせていただきますと思いますので、3ページにお戻りいただきたいと思います。

農業生産法人の適格審査につきましては4月にもございましたので、詳しく説明いたしません。審査の結果を報告させていただきます。

まず、左側のほうの枠の農業生産法人の要件の(1)から(5)まで審査をさせていただきます。

まず、(1)の法人形態要件でございますが、④の株式会社に該当しておりますので、第1要件については適格ということになります。

2つ目の要件であります事業要件につきましては、①の農業に該当しておりますので、これも適格。

3番目の要件でございます構成員要件につきましては、②の法人の農業の常時従事者に該当いたしますので、これも適格。法人のうち構成員2名が150日以上農業に従事ということで適格となります。

4番目の要件でございます議決権要件でございますが、これは上の(3)の構成員要件が③か④か⑤に該当する場合に議決権が4分の1以内という要件がございますけれども、今回は②に該当ということで③④⑤に該当いたしませんので、これも適格ということになります。

最後の(5)の要件、業務執行権要件につきましては、取締役又は理事において、その総数の過半数の者が法人の農業に常時従事し、かつ常時従事者たる取締役又は理事の過半数は、直接農作業に従事することということでございますけど、_____につきましては取締役の2名の方は法人の農業に常時150日従事されますので適格、かつ60日

以上の直接農作業にも従事されますので適格ということで、5つの要件全て適格ということになりますから、この——
——につきましては農業生産法人として適格であるということが言えるという
ことを事務局から報告させていただきます。

続けて、第3調査部会の報告をお願いしたいと思います。

調査部会長(12番)

第3調査部会の松崎です。4月27日に面談を行いました。法人の代表である——と——のお二人がお見えになりまして話を伺って、代表の——は今年の6月に利用権設定されておりました新規就農者でした。——は市内——で社会福祉施設の運営もされており、障害者の雇用を行うには法人化したほうがいいだろうということで、今回、農業生産法人としての利用権の設定を申請されております。

今回、借りられる農地については非常に排水が悪く、耕作放棄地状態でしたが、かなりの時間をかけて本人さんたちが暗渠排水工事をされており、また、有機栽培を行うために土づくりにも取り組んでおられます。

販売先につきましては、提携している業者があるということですので、特に問題はないようです。

今回の法人化により、障害者の雇用や耕作放棄地の再生も期待できますので、ぜひ成功していただきたいと考えておりますので、頑張ってくださいと声をかけております。

以上です。

議長

それでは、議案第233号につきまして事務局及び調査部会長から報告がありましたが、これにつきまして皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ質疑を終了いたします。

議案第233号「農業生産法人の適格確認」ということで可とする委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。

議長

それでは、次に移りたいと思います。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第234号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、順序に従って提案をお願いしたいと思います。

【議案第234号、受付番号順に朗読】

議長

事務局、4ページの説明を。

事務局

農地法の第3条の規定によります許可申請については、4ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議していただきます。その7つの審査項目のうちに1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないこととなっております。

今回の1番から4番までの申請につきましては、全ての項目で「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では許可相当であるということが言えます。

ただし、5番の——の申請につきましては、農地の全てを法律的に利用するとは認められないという4ページの上の枠の審査項目の一番左のところが「はい」というところに丸をつけております。これは——が既に所有してある農地の一部が耕作放棄地になっているためということで、この「はい」に該当するわけですが、1つでも「はい」に該当する場合には書類上の判断として不許可が相当であると言わざるを得ないというように判断しております。

これにつきまして根拠法の条文等を整理しましたので、説明をさせていただきます。1枚ものの縦書きの資料で右の上のほうに議案第234号、3条の申請資料、四角枠で囲んだ1枚ものの資料がお手元にあるかと思いますので、そちらをごらんください。

まず、農地法の第3条の許可申請、その判断についてでございますが、法律の3条第2項第1号のところに不許可の規定がございまして、必要なところだけ抜粋しておりますので、条文としてはもっと長いんですが、前項の許可は次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないということで不許可の規定がございます。

下の四角い枠がその第1号でございますけれども、黒文字にしておるのが読みやすいように所有権の取得というところで文書を続けるようにしております。読み上げます。

所有権を取得しようとする者の耕作に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等から見て、これらのものがその取得後において耕作に

供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合、その場合は許可できないというような条文がございます。

これだけでは判断に迷いますが、その具体的な判断基準が次の2番のほうで示されておりまして、農林水産事務次官通知が出ております。農地法関係事務に係る処理基準についてという通知がございます。その中の、これも抜粋でございますけれども、法第3条第2項第1号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとするということで、この四角の中にその根拠を示しておるんですが、法第32条第1項各号に該当する農地の所有者並びに法第51条第1項各号に該当する者については、耕作に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められないことは当然であるというような通知でございます。32条の第1項と51条の第1項に該当する人は効率的な利用を認められない人という判断をしてくださいという内容になっております。

その下の黒い四角のところが32条と51条でございますけれども、農地法の第32条というのは、利用意向調査の条文でございます、利用意向調査をすべき農地というところで第1号と第2号が規定されております。第1項の第1号としましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、第2号がその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。その下の農地法第51条につきましては、違反転用に対する処分を受けた農地ということで、今回はこの上の32条の利用意向調査の対象となる、いわゆる耕作放棄地が所有農地の中にないかどうかということで判断をするというような根拠の説明をさせていただきました。

今回、不許可が相当であると事務局で判断をしました番号5番の———につきまして、6ページの右のほうから4列目の枠ですね、譲受人———と住所を書いた、その下を書いておりますが、農地法の関係事務に係る処理基準についてというのが、今、説明した通知関係でございます。その下を書いておりますのが、該当する耕作放棄地でございますけれども、平成26年3月7日に3条の許可を出しました、これは所在地書いておりませんが、———にあります農地で1万3,596平方メートル、これを昨年3月の総会で3条許可を出しております。この1万3,596平方メートルの———の農地につきましては、もともとが耕作放棄地状態の農地だったものを———が農地に再生するというようなことで3条で許可を受けておりました。ところが、きょう現在もまだその耕作放棄地につきましては手つかずの状態でまだ作付等はされておられません。

よって、先ほど申し上げましたような理由で今回の———の農地につきましては、この———の農地の耕作放棄地からの解消をしていただかない限り、許可はできないんじゃないかというふうに事務局では考えておりま

す。

説明は以上でございます。

議 長

以上、議案第234号については、今、説明がありましたようなことでございますが、過去においてもこの——が譲り受けとして申請が過去に出ておりましたが、三、四年前だったかな、えらい坂のところに登って行って、梅やったかな、それが活着したのを見きわめて、次の農地を取得するのを許可したいきさつが、今、思い出しておるところでございます。今回、同じようなことでまた過去に26年3月に取得した農地がまだ正常に適切に利用していないということですけど、これを含めてご意見、ご質問がありましたら受けたいと思います。

17番

17番平野です。この件につきましては、私もずっと前からのあれで3条の許可を得た耕作放棄地やら買った場合はいかんという、それはわかります。ただ、これに付随したやつが、例えば、今、自分たちが農業をしよう、個人的にも耕作放棄地を持った人はたくさんいますたいですね。一般的に。その人たちに例えば、私たちがあつせんやらする場合に、どうしても有効な農地を立派に使うて変わるような条件もあつて、もう山際のほうのミカン山とかなんかを農業委員の調査の中では放棄地になつとるというふうな話ですたいね。そういう場合とこの——はまた形は違うけど、そこら辺の考え方はどういうふうに持った方がいいとかいな。

議 長

それはちょっと案件としてまた別に考えたいと思いますけれども、これを処理した後に皆さんにそれをしたいと思います。（発言する者あり）関連はありますけれども、議案としてはこの議案をどうするかということと切り離してまた考えたいと思います。

17番

いえ、ばってん、この問題がくさい、——の場合は前は3条の許可をしたとき、もともと耕作放棄地になったとを用なしということで許可出しておりましたよね。だけん、それはわかります。ばってん、こういうふうな形で、これ——の場合ばってん、ほかの場合がそがんかふうな形があつた場合、それも許可をされんというような形ということになれば、全然関係ないとは思わんとばってん……。

議 長

今、言いますようなことで、そもそも耕作放棄地を処理しない限りは効率的に利用していないということでございますので、原則的には許可できないということを後で言おうかと思うところなんです。ですから、原則的には。

ただ、面積がごく些少の場合、例えば、そこがどうしても日陰になつ

て、そして、水はけが悪くて作付ができないというところは、その面積が些少の場合はやむを得んということもあるかもしれませんが、原則的には耕作放棄地が存在している以上、新しく農地を取得することは不適切だということを申し上げたいと思います。だから、原則にいつもかえらにやいかんとですけれども、そういうことだというふうに私は思っておりますけれども、皆さん方は違う考えがあればおっしゃっていただきたいと思います。はい、岩崎委員。

27番

27番岩崎です。そもそもこのあとの1町3反と別の農地というのはちゃんと農業として活用されてあるんでしょうか。この方は農業を本来してある方なんでしょうか。そのあたり。

議長

事務局。

事務局

6ページの譲受人の———という名前の右側のほうに経営農地の面積を書いております。単位はアールでございますので、473.5アールの経営農地を持っております。

耕作放棄地状態であるかどうかにつきましては、今、事務局のほうでは、先ほど申しあげました26年の3月7日の———の1万3,596平方メートルにつきましてはのみ耕作放棄地であるということの把握をしております。それ以外は耕作放棄地という情報が来ておりませんので、営農をしてあるというふう考えております。

議長

つけ加えて言いますと、この———は糸島市のあちこちといいますか、主だったところの取得を計画されました。それで、新しく———が取得をしようと思ったときには、過去に耕作放棄地がないかということを全部調べて現地に行ったといういきさつがございます。それで、最終的にその作付を確認したところで新しく申請した土地を許可してきたといういきさつがございますので、つけ加えたいと思います。

よかですか。はい、永田委員。

8番

8番永田です。ちょっと私も聞きたいわけですが、何といいますか、今まで農家人口が多かった中でいろんな面積を先輩たちが戦後大きくしていったと。二丈のときに一世代前といいますか、おやじたちより前ですね、ミカン産業がよかったときに山を切り開くといいますか、それで農地にしていったという経緯がありますし、そこが今、どうしても経営的には集中的に利益が上がる場所といいますか、山のほうはどうしてもほったらかすといいますか、耕作放棄地になっとる現状なんですよ。それで、経営をしっかりしていけば、今まで先輩たちが守ってこられた農地を、ただどん

どん農家が少のうなる中で、全部維持されていくかというのは時代等の変化でやっぱりその辺のところは変えていかんかならうかと私は思うわけですが、その辺をちょっと皆さんに聞きたいと思うのですが、その判断によっては、会長が言われたように、日陰でここはもうちょっと営農的には無理ばいというところも確かに、ミカンがよかったときにはどんどん切り開いていったわけですが、それが今はもうちょっとでけんということで、多くの方がその辺、高齢化もあろうし、耕作放棄地になってきようわけですが、それでも営農をしっかりとやっていかれる方はたくさんおるわけですが、その辺の判断ですたいね。ある程度耕作放棄地合わんところはもう切って行って、やっぱり集中してそこに経営としてしとかんと、人材をそこに集中してやっていったほうが私はよかつちやなからうかと、こう思うわけですが、ほかの人の意見をぜひ聞きたいと思うわけです。ただ、今から先、耕作放棄地をまたしてから、どんどんどんどんそれがつながっていくかという、私はどうしてもつながっていくようには見えんわけですが、その辺の意見を皆さんにちょっと聞いてもらえれば助かりますが。以上です。

議 長

永田委員の今の意見で皆さんの意見を聞きたいということでございますので、どう思われるか、一人一人の考えを述べていただきたいと思います。

おっしゃる意味はわからんわけでもない。しかし、それを大目に見れば見るほど、こういう耕作をしない土地を新しく取得しようという方はどんどんそれを横目で自分の財力に任せて農地を取得する傾向が可能性が大になってくるということを考えてもらいたいと思います。はい、どうぞ、井上委員。

18番

18番の井上でございます。今回、あえてこういうふうで非のあるやつを上げられたというのは、あえてこういうふうに上げられたんですね。

議 長

いや、違います。

18番

こういうケースが今までなかったんでしょうか。

議 長

ただ——は今回、本人の希望によって申請をされてあるんです。この——の農地を取得したいということで。

18番

いえ、事務局のほうはそういう不許可の項目があれば、もうその時点である程度、これいかなですよと言える立場ではなかったんでしょうか。

議 長

はい、事務局。

事務局

事務局のほうに申請の相談がある時点で、申請者の名前から過去の履歴というのは事務局で把握しておりますので、申請相談のときに許可にならない可能性が高いということは説明をしております。ところが、許可にならなくても仕方ないので申請は出したいという意向でございましたので、受理をしてきょうの総会に諮っておるということでございますので、許可にならない申請を出さない方が多いですけど、今回は許可にならないとしても申請したいという申請者の意向でございました。

18番

はい、わかりました。

議 長

岩崎委員。

27番

27番岩崎です。永田委員が言われるのも私ももつともだと思います。今回の場合はどういうふう to 処理があつて、どうするのかわかりませんが、やはり農業で生計を立てているというところがしっかりとしているところを前提にして、その判断出す必要があるんじゃないかなというふうな私は気がします。耕作放棄地がないにこしたことはありませんけれども、あつてもやはりちゃんとした農業で経営をしているというふうなところがはっきりするところを前提にして許可を出す出さないか決めたほうがいいんじゃないかなというふうに判断いたします。

議 長

一意見として伺いました。ほかにありましたら。高武委員。

19番

19番高武です。多分これ予測ですけど、2009年の農地法の改正があつたときに、事務次官通知はかなり強く出たと思うんですよ。それまではこんなに意識なかったですから。2009年の農地法改正のときに耕作者主義というのが出ましたからね。それと合わせて耕作放棄地がある農業者にとっては取得は許可できないという、そういう条文が本条に入ったんだろうと思うんです。ということであれば、そこはもう割切らざるを得ないというふうに思います。やっぱり——が26年に取得された1町4反ぐらいの農地を正常に戻して、農地に復元をして、それからきょう出されております——の2反3畝を許可すべきと、そういう順序でやっぱり行くべきだというふうに思います。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。永田委員。

- 8 番 済みません、もう1点だけよかですか。——には難しいですよという話をしたけれども、本人の意向で総会に上げてくれということやったんですね、事務局。
- 事務局 ご本人直接ではなく、委任状を持たれた受任者の方が訪ねてこられましたので、ご本人にそのことは伝わっておると思いますが、受任者の方とお話しをさせていただいております。
- 8 番 本人が意図するところは、出したばってん、糸島市の農業委員会でこういうルールで通らんやったということで、そんなら、過去にそういうのがなかったかというのを洗い出した場合、もしそれが出てきた場合は、私、非常に困るっちゃなかろうかと。もちろん事務局が悪いわけでも、誰が悪いわけでもないし、調べてもわからないところもありますからですね。でも、そういうことはあろうと思いますが、どうもそこが目当てじゃなかろうかという気がせんでもないわけですが、事務局はそういうことは感じなかったですか。
- 事務局 不許可を前提にして農業委員会の総会で不許可の決定をさせて、それを受けた時点で何か反論を考えてあるんじゃないかという意味ですか。
- 8 番 ちょっと考え過ぎかもわからんばってんですね。やっぱり通らんとわかつとって出すということは、何か本人が意図するところがあるっちゃなかろうかと思うんです、実は。それが公の場で、この場で、それはだめですよというみんなのあれをとって、通らんやったということをまず確認しとって、そんなら、過去にはそういうのがなかったのかと言われたときに、絶対なかと言われればよかばってん、やっぱりわからんとか、事務局が調べてもどうしても、そこんところもあろうと思いますが、そういうときの、本人の感じはなかったですか。本人は来ていないということですので、そういうことはわからないわけですね。そういうのがもしあるとすれば、ちょっと後に問題が出てくるかなというふうに思ったもんやけんですね。ちょっと聞いただけです。
- 事務局 先ほど言いましたように、ご本人は直接事務局のほうにおいでになっていませんので、代理人の方と話をする限り、そういったことは全く感じませんでした。
- 議 長 林委員。
- 25番 25番林です。後がありますので、ちょっとですね。高武委員が言われ

たとに賛成なんですが、平野委員、——の1町3反、現況は一つでも耕作放棄地を借りていかにやいかんというのは意図があるのか、それとも、そのままになつとるのか、そこら辺はどうなんですか、状況は。

17番 それは前、説明のごと、3条の許可の出たときは少し開いて、少しなすということが条件で出てきとうけん、そういう点はいいとばってん、それが今になつても、それを解消しとるかといやあ、解消しとらんけんね。しとらんけん、今の件が。だけん、（発言する者あり）

議 長 林委員。

25番 だから、高武委員が言われたように、現況は私自身も不許可で当然だと思っております。まず、この1町3反に対しての誠意といいますか、こんなしこ放棄地の解消に努めておるぞというようなことが出てくれば、また、今の案件については審議していいっちゃなかろうかと思いますが、個人的には不許可でよかと思っております。

以上です。

議 長 大分意見も出尽くしたようですけれども、もう1回言わせてくれという人がありましたら、どうぞ。

（質問、意見なし）

議 長 なければ、質疑を終了したいと思います。

この5番についてだけをまず採決をしたいと思います。今回、予測したらいかんですけれども、仮に不許可になつても26年3月に取得した農地を適切に管理する姿が見えたということになれば、再申請してまた審議を仰ぐことができるということはやぶさかではない。結局、その審議の条件としての部分が解消ができた時点において、申請は新しくできるということに考えていただきたいと思います。

この5番につきまして、許可と考える委員の挙手をどうぞ。

（挙手なし）

議 長 ゼロ。そしたら、不許可ということでしたしたいと思います。

1番、2番、3番、4番について質疑を引き続き行いたいと思います。
波多江委員。

20番 20番波多江です。受け付け番号の4番の——の分ですが、畑の面

積が217平方メートルというような少ない面積で、金額が120万円と
いうようなえらい高い金額、これ特殊な何か畑かなんかが、ハウスか何か
建っているとか、そういうふうで値段が高いんでしょうか。ちょっとお聞
きしたいと思いますが。

議 長 鳥巢委員、何か知ってありますか。

4 番 その土地の後ろに自分の持っている畑があるんですけど、そこに入りづ
らいんだそうです。ちょっと高くてもそこは欲しいということで、そうい
う話を伺いました。

議 長 ということは、譲受人の——が要望して——に分けてくれとい
うふうな話を持っていかれたんでしょう。

4 番 はい。

議 長 波多江委員、そういうふうな。
ほかにどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。
1番から4番までにつきまして許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。
議案第235号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」につい
て、ご審議をお願いいたします。

議 長 第5条の審議に入ります前に、調査部会から現地に行ったり、それか
ら、調査部会のほうで意見を取りまとめていただいておりますので、それ
を発表していただきたいと思います。どうぞ。

調査部会長(12番) 今回、第3調査部会でしたけど、受け付け番号1番の一番右から2つ目

の備考の欄を見てください。備考の欄の一番下にP11とか、別添P1とかと事務局にお願いしまして、この受け付け番号1番につきましてはこの総会議案の11ページに載せていますよ、別添の調査部会説明資料の1ページを参照してくださいというふうに記載していますので、あわせて見てください。

受け付け番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は——から150メートルほど西側の住宅地の中にある農地でして、市街化調整区域ではありますが、既存集落内の自己用住宅を建設するため開発許可がおりる見込みです。

農地区分は集落の広がりがない第2種農地であり、関係各課の意見も支障なしなので、第3調査部会では許可相当と判断いたしました。

受け付け番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は——というところから300メートルほど西側の農地で、現在、ネギが植えられておりました。部分的に水がたまる湿田であり、造成により排水性の向上が期待できます。

3年間の工期で90センチの地上げ、完了後もネギを作付される予定です。

農振農用地ではありますが、一時転用のため不許可の例外に当たります。利用権が設定されていますが、利用権者との同意書もあり、関係各課の意見も支障なしなので、許可相当と判断いたしました。

受け付け番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は——から250メートルほど東側、昔の——の南側に当たるあたりです。現在は麦を作付されていますが、全体的に排水の悪い湿田であり、造成により排水性の向上が期待できます。

工期は3年間です。

こちらも同じく一時転用のため不許可の例外。関係各課の意見も支障なしで、第3調査部会としましては許可相当と判断いたしております。

続きまして、受け付け番号4－1。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は———という歯医者さんのところから250メートルほど東側の農地で、現在は何も作付はされておりませんで、畑として利用するために造成されるものです。

完了後は一般野菜を作付する予定です。

第1種農地ではありますが、一時転用のため不許可の例外に該当しています。

関係各課の意見も支障なしですので、許可相当であると判断いたしております。

続きまして、4－2。

【議案書に基づき読み上げて提案】

これは上の2筆を一時転用するための進入路としての一時転用です。市道と畑の間に水路があるために利用できないので、こちらの4－2を相談されて進入路としてされる予定です。

こちらも一時転用のため不許可の例外に該当し、関係各課の意見も支障なしですので、許可相当と判断いたしております。

続きまして、受け付け番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

こちらは———のグラウンドから100メートルほど北側の農地で、その隣には———がありました。道路から2メートル近く落ち込んだ湿田であり、現在では作付するのが難しいと思われるような湿地の土地です。

農振農用地ではありますが、一時転用のため不許可の例外です。

こちらは糸島市地形変更の規制に関する条例に該当するため、4月23日に開発審査会も開催されております。

関係各課の意見も支障なしですので、許可相当と判断いたしております。

続きまして、10ページ。受け付け番号6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は県道————のインターの交差点から500メートル——
——のほうに行ったところから北側にずっと山を登った土地です。

養豚業の規模拡大のために子豚の豚舎を建築されるものです。

40ページには始末書も出ております。この始末書といいますのが、先
ほど言いました、前、建てられた堆肥舎と倉庫です。

農地区分は第2種農地であり、関係各課の意見も支障なしですので、始
末書も出ており、許可相当であると判断いたしております。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

農地法第5条の規定によります許可申請については、7ページに記載し
ております一般基準と8ページから10ページの備考欄に記載しておりま
す立地基準によって許可の可否を審議していただくということになりま
す。

まず、一般基準のほうですけれども、審査項目の全てについて「適
当」、または「支障なし」となっておりますので問題はございません。

また、立地基準につきましても、第2種農地、または一時転用というこ
とで問題がありませんので、書類上の判断としましては全ての申請につい
て許可が相当であるということが言えると考えております。

以上でございます。

議 長

ただいま調査部会から報告がございまして、また、事務局から7ページ
の説明もございました。今回、5条がナンバー1から6まであります。こ
れにつきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思いま
す。ありませんか。

2 番

今回、一時転用が出ておりますが、隣地承諾は全部出ているんでしょ
うか。

事務局

一応隣地承諾が要りそうな分は念のため取っております。本来、不要、
必須の書類ではありませんので、必ずつけてくださいというお願いはして
いませんけれども、一部のりを埋め立てたりする場合に、隣の方の境界を
越境して埋め立てが発生する場合が想定されますので、そういう方が該当
している分については隣地者の方の承諾も取っております。

2 番	番号3番なんですけれども、こちらを埋め立てしたら、進入路もわかるんですけど、そこを埋め立てると、もう1枚上に田んぼがあるんですよ。それが物すごく、大体排水が悪い、埋め立て1枚したら、上のがなおさら排水が悪くなるんじゃないかなと思って、今でもつくられんで往生しよんしゃあとに、ですから、どう思われるのかなと思ってですね。
事務局	その話も少しご本人さんから聞いていまして、現在、現地確認しましたところ、ため池に近いその1枚は耕作をされていないような状態で雑草が多少茂っているような状態でした。その上の方の承諾書をつけて、今回、申請されてきています。できたら、上の方もあわせて埋め立てをしようかというお話をされたそうなんですけれども、今回は必要ないということで、もしかしたら、今回の事業が終わって、また別に出てくる可能性はありますけれども、今回はご本人さんが必要ないということで断られたそうです。
議 長	ほかにどうぞ。 (質問、意見なし)
議 長	なければ、質疑を終了したいと思います。 今回、議案第235号は1番から6番まででございますけれども、本来ならば、一つ一つ採決をすべきところでございますけれども、特にご意見がないようでございますので、一括して採決をしたいと思います。 1から6までにつき、県に許可相当の旨、進達することに同意する方の挙手をどうぞ。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。
議 長	それでは、次に移りたいと思います。
事務局	議案書の41ページをお願いいたします。 議案第236号「農地改良届け出について」、ご審議並びに監督委員の選任をお願いいたします。
議 長	これも調査部会から現地を見て、また、審議していただいておりますので、その意見を述べてもらいたいと思います。

届け出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この申請は先月4月6日からの総会の継続審議となりました件でありまして、——からは始末書は出ておりましたが、会社のほうの反省を促すためにも社長の始末書が必要ということで継続審議となっておったもので、社長さんの始末書も出ましたので、調査部会としましてはやむを得ず受理相当と判断しております。

続きまして届け出番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この申請地は——沿いの——の西側に隣接する農地で、ご本人さんは大きく稲作等の経営をされておりまして、水稻の苗の置き場が足りないということで、100平方メートル、10メートル掛ける10メートルの50センチを造成するものでありまして、各課の意見も支障なしで、第3調査部会としましては受理相当であると判断しております。

続いて、届け出番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この申請地は——の北側に当たるところで、——交差点から200メートルぐらいのところですよ。こちらでも水稻等を経営される農家で、こちらでも苗床が不足して新たに苗床が必要ということで、苗床地として996平方メートル、40センチ上げられるということです。

こちらでも関係各課の意見も支障なしで、受理相当と判断いたしております。

以上です。

議 長

農地改良届が先月の分も含めまして3件出ております。ご意見、ご質問がありましたら、ここでお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長	なければ、質疑を終了いたします。
	松崎委員が丁寧に報告をされております。農地改良届3件につきまして賛同される方の挙手をどうぞ。
	(多数挙手)
議 長	ありがとうございました。
	監督委員は2番、3番はもう波多江龍志委員が近くでありますので、ひとつ監督委員をしていただきたいと思います。
議 長	次に移りたいと思います。
事務局	議案書の51ページをお願いいたします。
	議案第237号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。
議 長	非農地証明願がずっと7件出ておりますし、これを審議した後に小休止をしたいと思います。どうぞ。
調査部会長(12番)	受け付け番号1番。
	【議案書に基づき読み上げて提案】
	申請地は——から300メートルほど——寄りのところで、それから南側の山に上がったところで、車も行けないぐらい山林化しており、耕作放棄地区分3と認められ、関係各課の意見も支障なしということで、認定相当と判断しております。
	受け付け番号2番。
	【議案書に基づき読み上げて提案】
	これは——と——に挟まれ、マンションの余り地といいますか、三角になったところで、昭和63年2月から駐車場として利用されていることは確認できております。
	関係各課の意見も支障なしということで、認定相当と判断しております。

受け付け番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は——から400メートル東側で、県道——
——沿いにある農地で、一般住宅地の敷地の一部として既に利用されており、車の進入路と生け垣となっておりました。平成6年9月の航空写真で当時から非農地で住宅用として利用されているということが認められています。

それで、関係各課の意見も支障なしで、非農地認定相当と判断しております。

続きまして、受け付け番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この申請地は県道——から150メートルほど南側の農地で、現地調査しました結果、そんなにひどく山林化しているとは言えず、耕作放棄地3にも認められませんので、これは認められない、非認定相当と判断しております。

続きまして、受け付け番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

こちらは先ほどのところと少し離れたところで、長野バス停から200メートルほど東側の農地で、こちらは山林化しており、耕作放棄地区分3に該当し、関係各課の意見も支障なしということで、非農地認定相当と判断しております。

続きまして、受け付け番号6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】.

こちらは——から150メートルほど南側の農地で、52ページの4筆は山林化しているとは認められず、非認定と判断しております。53ページの3筆につきましては耕作放棄地区分3に該当し、各課の意見も支障なしであるため、認定相当と判断しております。6

番は2つに分けて審議していただきたいと思います。

続きまして、受け付け番号7番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この7番も上から5筆が耕作放棄地3の区分に相当して、認定相当と判断しております。下の5筆は山林化しているとは認められず、非認定相当と判断しております。

以上です。

議 長

非農地証明願が1番から7番までありましたけれども、その中に非農地証明として満たさない、証明書の発行基準を満たさない部分も含めて報告がございました。確認をしていただきたいと思いますが、4番が満たさないという部分と、6番の上の4筆が満たさない、下の3筆は満たしているということね。それから、7番も分けまして、初めの5筆は満たしておる、該当するというのと、それから、その下半分の5筆は満たしていないというふうなことを含めまして、ここに一緒に報告をしてもらいましたけれども、写真を見比べながら、ご意見もいただきたいと思います。

本人は認められない部分も仕方ないなということで出してあるということとを事務局から聞いておりますので、出してみてもというふうなことも頭の隅にあったじゃないですけども、1筆ずつ現地調査しました結果、そういうふうな判断をさせていただきました。高武委員。

19番

19番の高武です。非認定が7筆ありますね。区分の3と現場に行ってもこの辺は証明発行しないというふうな、どっちがしているんですか。どっちが優先して強いんですか。いわゆる区分3はもう農地に戻さなくてもいいという国の方針がありますね。これ全区分3ですね。実際に調査部会で現場に行っても、山林化していませんから、これは認定しませんよという、この判断はどっちが強いんですか。

議 長

田中係長から。

事務局

済みません。資料がわかりにくくて大変申しわけないんですけど、非農地の事由ということで書いております耕作放棄地区分3判定というのが、申請の理由、本人さんの申し出による山林化していますよという申し出があったものをこういう定型的な書き方をしています。必ずしもこれが入っているからといって、平成23年の現地調査で区分3に認定されたわけではないというのをまず最初にお断りしておかなければいけなかったんです

けど、非農地の事由というのは、本人さんの申し出によってこういう状態ですという申し出があったものをこういう形で書いていますので、ちょっとわかりにくいんですけど、必ずしも現地で耕作放棄地と認められるわけではない。ちょっとわかりにくいので、このつくり方は少し変えていってもいいのかなと……。

19番

それはわかるんです。

議長

今、事務局と相談しましたら、区分3の判定にはしていなかったと、調査ではしていなかったということで、今までの過去においては、全部非農地化しておるということで、高武委員の意見内容として、この3に該当するということについての文言に対する質問はほとんどなかったんですけども、今回、こういうふうな非農地の事由の文書が不適切な部分もあるやもしれませんので、理解をいただきたいと思います。それで、現地見ましたら、非農地化していないということを現場で見て、そういうふうな判断をしたということは調査部会の結論でございます。

ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なければ、質疑を打ち切りたいと思います。

調査部会の報告どおり、基準を満たす部分と満たさない部分をちゃんとここに文書として記してございますので、それにつきまして納得するということで合意をいただくということで採決をしたいと思います。

今、調査部会長の報告どおりの、承諾するという方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。それでは、そういうことにします。

ここでちょっと時間をとって休憩をしたいと思います。20分まで休みしたいと思います。

(休憩)

議長

再開をしたいと思います。

議 長	それでは、65ページから入りたいと思います。
事務局	議案書の65ページをお願いいたします。 議案第238号「あっせん譲受等候補者名簿登録申出」について、ご審議をお願いいたします。 申し出の内容を読み上げます。 【議案書に基づき読み上げて提案】 審議のほうをよろしくをお願いいたします。
議 長	あっせん譲受等の名簿登録がっております。お二人の方ですけれども、何か皆様から補足するようなこと、もしくは何かご意見、ご質問がありましたら、受けたと思います。 (質問、意見なし)
議 長	なければ、質疑を打ち切りたいと思います。 このお二人につきまして登録することに承諾する方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。
議 長	それでは、次のページの議案第239号に移ります。
事務局	66ページをお願いいたします。 議案第239号「農地移動適正化あっせん申出一覧表」について、あっせん委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。 あっせん申し出の内容を読み上げます。 【議案書に基づき読み上げて提案】 203番についてご説明を申し上げます。 この203番の———のあっせん申し出につきましては、先月、4月の総会で譲受候補者を———を選任していただきました。とこ

ろが、この——につきましては事務局のほうに登録の申し出がございましたときに、奥さんである——と一緒にあっせんの登録の申し出がありまして、夫婦で経営をしておるので、今後の土地の購入につきましてはご主人か、奥さんか、または共有、そういった形で購入をしていきたいという申し出があっておりましたのに、先月4月に譲受候補者を選んでいただくときに、雷山のあっせん委員さんのほうから——を選んでいただいたときに、事務局のほうでそこに気づいて、奥さんの——も一緒にお願いしたいということを申し添えるべきでございましたが、そこをぬかっておりました。今回、まだ接触をされる前ではございますけれども、そのことに事務局のほうで気づきまして、本日、奥さんのほうの選任も追加でお願いしたいというような内容で今回議案として上げさせていただいております。そういったご事情を配慮いただきたいというふうに思います。

以上5件についてあっせん申し出一覧の審議のほう、あっせん委員の選任と譲受候補者の選任をよろしくをお願いします。

議 長

204から206までか、同じ志摩桜井ですけれども、岩崎委員と平野武美委員にあっせん委員を指名したいと思います。

207番は長野ですが、井手副会長と西原委員と泊委員にお願いしたいと思います。

203番は同じ方で高武委員と高橋委員に引き続きお願いしたいと思います。

ここで譲受候補者を選定の協議をお願いいたします。それでは、少し時間をとっていただきまして協議をしてください。

(休 憩)

議 長

それでは、再開したいと思います。

上から順番に譲受候補者を挙げていただきたいと思います。204番からどうぞ。

27番

私のほうから、204番、205番、206番、全部一緒です。——。

議 長

ありがとうございます。207番どうぞ。

3番

207番は譲受候補者を——、——、2名です。

議 長

203番は高武委員どうぞ。

19番	改めて夫婦でどうするか含めてお話に行ってきます。（発言する者あり）
事務局	奥さんのお名前は———です。
議長	それでは、事務局から確認してください。
事務局	では、確認の意味で復唱させていただきます。 受け付け番号204番の———からの申し出の農地につきまして、あっせん委員を岩崎和幸委員と平野武美委員、譲受候補者を———。 受け付け番号205番の———の申し出の農地につきまして、あっせん委員を同じく岩崎和幸委員と平野武美委員にお願いしまして、譲受候補者を同じく———。 その次の206番、———の申し出農地につきましても、同じくあっせん委員を岩崎和幸委員と平野武美委員、譲受候補者を———に選任をされました。 受け付け番号207番の———の申し出農地につきまして、あっせん委員を井手均委員と西原芳幸委員と泊成一委員の3名にお願いしまして、譲受候補者を———ともう一方、———。 最後、203番の———の申し出のあっせん委員を前回と同じく高武孝充委員と高橋達也委員にお願いして、譲受候補者を———に加えて、奥さんの———。 以上でございます。
議長	それでは、そのようにお願いしたいと思います。
議長	次に、69ページ。
事務局	議案書の69ページをお願いいたします。 議案第240号「糸島市営農開始計画に係る審議について」、ご審議をお願いしたいと思います。 資料につきましては別紙でお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。 また、この議案につきましては、新規就農者によるチャレンジ農業ということで第3調査部会のほうでヒアリングを行っていただいておりますので、農業振興課の提案説明の後、松崎調査部会長のほうからご報告がござ

います。

議 長

それでは、農業振興課どうぞ。

農業振興課

それでは、議案第240号別紙、チャレンジ農業者等育成事業における糸島市営農開始計画にかかわる承認申請についてご説明をさせていただきます。

本件は新たな農業の担い手の育成のための施策として、糸島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想という構想がありますが、その中に位置づけを行っておりますチャレンジ農業者等育成事業によるものでございます。

今回、本事業を活用しまして1件の営農開始計画承認申請書が提出されましたので、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、営農開始計画承認申請書及び就農を希望される農地の一部を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、事業の概略につきましては、新たに糸島で就農を目指されるという方がおられます。農作物の生産及び販売活動を希望される場合には、すぐに下限面積であります50アール、5反の規模を耕作することが困難でございます。そのためにまずはこのチャレンジ農業者等育成事業を活用しまして、当分の間、賃借による耕作を行い、徐々に規模を拡大して、今後の糸島を担う農業者に育成していくとともに、あわせて耕作放棄地や遊休農地の解消につなげていこうとするものでございます。

では、今回の申請者——の紹介をさせていただきます。

申請者は——でございます。——はもともと北九州にお住まいで、銀行にお勤めになっておりました。ただ、新規就農を目指して、今回、糸島に来られております。当初は市の農業振興課やJA糸島にご相談に来られまして、後に市内の農業者をみずからアポイントをとり、糸島の特色や希望作物であるイチゴの営農に当たってのノウハウを伺い、市内農業者との横のつながりをご自分でみずからつくってありました。そのような精力的な活動の結果、糸島市——のほうでイチゴの営農に関する実験的な研修を受けられることとなり、さらには今回、農地のあっせんも見つかっており、糸島市——に約20アールの農地を借りることができるとなりました。

ご家族の構成は奥様とお子さんがお二人の4人家族で、奥さんも今回の就農には賛同及び協力的とのことですよ。

ご自宅は地元の方のご協力もありまして——に1戸建ての農家住宅を借りることができ、生活基盤も糸島に移して、糸島に根づいた営農を行っていく予定であります。

以上、簡単ではございますが、営農開始計画の申請者及び計画書につい

て簡単ですが、ご説明させていただきました。意見等ございましたら、よろしく願いいたします。担当からは以上です。

議 長

それでは、面談を行っておられるということですので、調査部会長からその報告をしてもらいます。

調査部会長(12番)

今、中村さんのほうから全部言われましたので、余りつけ加えることはありませんが、銀行をやめてまで農業をしようという強い意志が感じられました。私が1つ印象に残っているのは、最初から高価な投資をせずに、中古の資材を活用してやるというようなところはすごく印象に残っております。坊主頭で大変熱意のある方でしたので、頑張ってくださいと声をかけております。

議 長

それでは、今、報告のとおりでございますけれども、何か皆様方からありましたら、お願いしたいと思います。ないですか。

(質問、意見なし)

議 長

なければ質疑を終了いたしますが、このチャレンジ農業、議案第240号ということで賛同される方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

糸島に新規就農者が毎年20名近く誕生しているわけでございますけれども、この糸島の地を選んでいただいたということで、市長が3月にその新規就農者、チャレンジ農業を含めてですけれども、そういう激励の会を催しておるということをつけ加えたいと思います。

議 長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

事務局

議案書の70ページをお願いいたします。

議案第241号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いしたいと思います。

資料につきましては別紙でお配りしてありますので、ごらんいただきたいと思います。

また、この議案の番号2番の——と番号7番の——と

番号8番の——が申請者となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規定によりまして、農業委員本人や同居の親族等に関係ある事項については議事に参与することができないとなっておりますので、それぞれの審議のときには各委員にご退室をお願いすることとなります。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、今、事務局が申しましたことでそれぞれの番号の説明を、まず、2番、7番、8番と先にするようにして、提案をしてもらって、そして、もうそれぞれそのときに退席をしてもらっておりますので、ご意見がなければ、そこで同意するかどうかの結論をとりたいと思いますので、まず、2番を先に説明をしてもらいますので、退席をお願いいたします。

(——退席)

議 長

では、2番。

農業振興課

それでは、まず、2番の——の分から順次行きたいというふうに思っております。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上、概要説明を終わります。

議 長

それでは、今、説明のとおり、2番につきまして——の認定経営の内容でございますけれども、何か皆様のほうからありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なければ、答申につきまして同意する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。
それでは、入っていただきたいと思います。

(——着席)

議 長

次に、7番のほうに移りたいと思います。——退室をお願いし

ます。

(———退席)

議 長 それでは、どうぞ。

農業振興課 では、次に7番ということになりますけれども、更新で申請をされてあります———でございます。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上、概要説明となります。よろしくお願いいたします。

議 長 以上、説明のとおりでございますけれども、何か皆様方からありましたらお願いしたいと思います。何かありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、質疑を打ち切りたいと思います。
7番につきまして、この経営認定に賛同する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

(———着席)

議 長 それでは、引き続き8番に移りますけれども、———は退室をお願いいたします。

(———退席)

農業振興課 それでは、8番の———についてご説明をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上、概要説明となります。よろしくお願いいたします。

議 長 以上、8番の説明をしていただきました。何か皆様方からありましたら

お願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

この8番につきまして更新でございますけれども、認定に賛同される方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

(———着席)

議 長

それでは、今、行いました2番と7番と8番を除きまして、順序を追って説明をお願いいたします。

農業振興課

では、あと残り6件ですね、更新が5件と新規1件になります。説明したいと思います。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上、申請の概要説明となります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、今、農業振興課より説明がございました。何か皆様方からご意見、ご質問がありましたら、ここでお願いしたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なければ質疑を打ち切りたいと思います。

2番、7番、8番を除く部分につきましての説明がございましたが、この方々からの計画によるところでございますけれども、計画認定を賛同する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

前も言ったことと思いますけど、当糸島では福岡県の中でも特に認定農業者の経営体が多いところでございます。今、JAの改革でも、それからまた、農業委員会の組織改革にしても、認定農業者を半分ほど入れるというような計画がなされて、今回の国会審議になっております。ますますこの認定農業者の方々の期待が増すところでございますので、ひとつこの認定農業者の育成について我々農業委員会もさらに手を差し伸べたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

事務局

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第242号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、資料につきましてはご自宅への郵送と本日別紙で配付をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

議 長

数日前、各農業委員のところに個別封筒で送られてきておる資料がありますので、それに基づいて農業振興課説明をしてください。

農業振興課

お疲れさまです。農業振興課の吉村です。よろしくお願いいたします。

では、議案第242号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、説明いたします。

5月1日に開催いたしました糸島市農業振興地域整備促進協議会において、この地域整備計画書（案）について了解をいただきましたので、農業委員会を初めとする関係機関へ意見を伺うものです。

現在の糸島市の農業振興地域整備計画書は旧3市町の整備計画書、前原市、二丈町が平成17年2月、志摩町が平成18年の見直しのままととなっております。それで、今回、旧3市町の整備計画書を統合し、糸島市としての農業振興地域整備計画書へと見直す提案です。

また、今回提案いたします整備計画書（案）につきましては、今後、関係機関よりの意見聴取及び県との協議調整をしながら、再度促進協議会で検討するということになっております。

まず、糸島市農業振興地域整備計画（案）について説明を申し上げますが、こちらになります。全部を読み上げることはできませんので、概略の説明をしていきたいと思います。

まず、この整備計画（案）を開いていただきまして、まず、1ページ目ですね。

第1. 土地利用計画で、ここにつきましては糸島市全体の構想になっております。

中ほど、(イ)の土地利用構想ということで、本市の土地利用の状況は農用地6,036ヘクタール、森林原野9,751ヘクタール、水面・河川・水路464ヘクタール、道路1,178ヘクタール、宅地1,580ヘクタール、その他2,603ヘクタールとなっています。これにつきましては3ページの土地利用の現況及び目標というところで、糸島市土地利用計画から持ってきております。

次の4ページなんですけれども、黒字のところの一番上、(イ)農業用施設用地、その次、こちらも(イ)になっておりますので、こちらを(ウ)の森林原野に修正願います。

同じくその下、住宅地のほうを(ウ)から(エ)へ修正願います。今、住宅地が(ウ)になっておりますので、これを(エ)に願います。

同じく下の工場用地、こちらを(オ)のほうに修正をお願いします。

次の5ページですね。

こちらもその他の(カ)に修正をお願いします。

次の6ページ。

(イ)の農用地区域の設定方針としまして、(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針、本地域内にある現況農用地4,771ヘクタールのうち、AからBに該当する農用地以外の農用地約4,696ヘクタールについて農用地区域を設定する方針である。

その下の(イ)農業用施設用地についての農用地区域の設定方針、2段目です、現況農用地に介在、または隣接するものであって、当該農業用地と一体的に保全する必要がある農業用施設利用地136ヘクタールについて、農用地区域を設定します。

これの内訳につきましては、7ページの真ん中の表に前原地区、二丈、志摩地区とそれぞれ分けて記載しております。

飛びまして10ページ。

第2. 農業生産基盤の整備改革計画ということで、次の11ページの2の農業生産基盤整備改革計画ということで、土地基盤整備、要は圃場整備事業としまして、志摩の桜井地区50ヘクタール、二丈の大入地区20ヘクタールを計画させていただいています。

飛びまして13ページ。

第3. 農用地等の保全計画。2行目の終わりのほうですね、日本型直接支払事業を推進し、農地の持つ多面的機能を発揮させ、農用地等を保全していくということで、1つが中山間地域等直接支払事業、これが17組織、約200ヘクタール。その次が多面的機能支払事業、これが昔の農地・水保全環境事業になります、それがずっと行きまして、69組織、約2,900ヘクタールの取り組みとなっております。

飛びまして19ページ。

第5. 農業近代化施設の整備計画。こちらの図の農業近代化施設整備計画、こちらにつきましては必要に応じて整備を行う。それと同じように、20ページの2. 農業就農者育成各施設整備計画、こちらも今後必要に応じて整備を行うと記載しておりますが、促進協議会で整備計画整備の指摘を受けておりますので、今後、立てていきたいと思っております。

以下は割愛させていただきます。

次に、同封しておりました別記農用地利用計画ですが、これは農用地区域の筆一覧になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、今回の全体見直しにおいて新たに農用地区域に含める土地及び含めない土地についてです。

まず、新たに含める土地について説明いたします。

きょうお配りしております縦書きのちょっと薄目の資料になっております。こちらで説明いたします。

一つ一つはちょっと省略いたしますが、まず、これは全て本人申請によるものです。

まず、1から24につきましては、雷山地区で中山間地域等直接支払事業へ取り組み予定の土地です。

25、26、27、28は、現に畑地利用としてされている土地です。

29から96につきましては、今、予定されております二丈の大入地区の土地改良事業、圃場整備事業のために新たに農用地区域と設定するものです。

次に、今回の見直しにおいて農用地区域に含めない土地としまして、1つが公共用地、道路、水路、それと各地区の市の企業誘致予定地、それと集団的な農用地の利用ができず全体性がない土地、及び墓地や非農用地となる土地、同じくきょうお配りしました別添資料、横書きのちょっと厚目のやつです。これにつきましても個別の説明は省略させていただきたいと思っております。

非農用地となる土地につきましては、農業委員会におかれまして調査され非農用地として認められた土地、それと、土地改良法に基づき非農用地と設定された土地です。農業委員会において非農用地と判定された土地及び集団的な農用地の利用ができず連帯性がない土地の区域設定につきましては、今後、農業委員会事務局及び県と精査していきます。

なお、今後の流れとしましては、関係機関よりの意見聴取後に、県との協議調整を行い、公告、縦覧の後、整備計画が決定される予定です。

以上、駆け足でございましたが、よろしくお願いいたします。

議長

5月1日に促進協議会があつているというふうなこと、当農業委員会からも6名の方がその促進協議会メンバーとして入っています。全体見直し

でその議案があったそうで、今、確認をさせていただきました。

これにつきまして皆様方から何かご意見ありましたらお受けしたいと思います。

19番

19番の高武ですけど、これせつかく送ってききましたので、きのう夜、読んでみました。これは疑問です。質問です。

7ページ、8ページ、農業用の土地利用の方向と書いてありますね。農用地等利用の方針と書いてありますが、ぱあっと目を通したら、書いてあるのは、4行目の推進していくというだけで、これ多分現状説明です。

それから、私がずっと読みよってわからんやったのが、イに用途区分の構想とありますね。用途というのは使い道でしょう、本当の意味は。だから、用途区分の構想の中になぜ前原地区、二丈地区、志摩地区が入っておるのかというのがわからないんです。通常、農業振興の用途区分であれば、農用形態区分の今後のあり方のはずなんです。例えば、土地利用型農業はこうしますとか、高収益の園芸の農業はこういうふうにしますとか、畜産はこうしますとか。せつかく書いてありますから読んでみますと、大体似たようなところが多くて、前原、二丈はほとんどなし、志摩がちょっと歴史的に違いますからね、ここは変わった書き方してありますけど。それはもう5年たちましたからね、こういう書き方じゃなくて、もう糸島一本でいいんじゃないかなという感じがしたんです。そこが第1点です。

それから、せつかく読んだから、1つわからんのは、18ページですか。17、18ページからずっと読んでみると、18ページ、この(1)から(7)までありますね。これは全て利用権を推進していくという考えですね。僕はここでわからんやったのが、利用権設定がいいのか、農地法3条による賃貸借がいいのか、どっちがいいとかいなという疑問を持ったんです。その辺は市としてはもう利用権でいくということですか。そこら辺の僕はわからんやったです。じゃ、農地法3条は要らんやないかと、こういうふうにもこれとれるんです。その辺どうですか。質問です。

議長

今の質問2つありましたが、よろしく。

農業振興課

まず、地区ごとに分ける必要がなく、糸島市でとの意見ですが、ちょっとその辺につきましては今後うちのほうでもどれがいいのかということで考えていきたいと思います。

19番

まず、用途区分の方向の説明をお願いします。

農業振興課

用途区分につきましては、基本的に昔の3つ、3市町をあわせているので、多分それぞれ持ってきておられるんじゃないかなと思います。

19番

いや、ちょっと待つて。これ吉村さんがつくったんでしょ。

農業振興課

基本的にこれもう前からつくっておられたので、ちょっと詳細に聞かれますと、ちょっとなかなか。

議 長

これは4月からかわられたとでしょ。

農業振興課

そうです。

議 長

それ以前から着手しとったわけ。

農業振興課

話ではもう、本来、去年中にしたかったというふうなお話を聞いて、ちょっと押してきていましたので。

議 長

というのは、既に3月以前からこの冊子ができ上がとったということで、吉村さんはそのときには3月以前には農業振興課に在籍していなかったということをちょっと皆さんにつけ加えておきます。

農業振興課

高武委員がちょっとお伺いして、ちょっと前任者ともお話ししながら、また、推進協議会にもお話ししながら進めていきたいと思ひます。

同じように、利用権設定につきましても、私も詳細にわからないんですが、中間管理機構にしましても、利用権設定にしましても、それぞれメリット、デメリットがあるので、やはりそれぞれ推進していくべきじゃないかな、また、個人さんの要望もあつたと思ひますので、これだけを主として推進していくというふうな形はなかなか難しいのではないかなと思ひております。

19番

書いていないから。農地法3条……。

農業振興課

農地法3条ですね。その辺は検討させてください。

議 長

農地法3条の場合は、個人対個人の部分もあるということを認識してもらつて、それはそれなりにその個人の要望により推進をしていくということではないかと思ひます。

ほかに。

(質問、意見なし)

議 長	なければ質疑を終了したいと思います。 この整備計画につきまして了承するという方の挙手をどうぞ。 (多数挙手)
議 長	ありがとうございました。
議 長	それでは、次の議案に移りたいと思います。 農業振興課からもちられてますので、言っておきますけれども、当糸島市では認定農業者の認定にかかわる部分については、引き続きこの農業委員会で見聞を聞くということをしていただいておりますので、他市町村は必ずしもそうでないところもあります。ということは、法律で農業委員会の意見を聞かなければならないという部分ではないということではありますけれども、当糸島市では引き続き、過去からの流れもあるということから、認定農業者の認定にかかわる意見は従来どおり農業委員会の意見を聞くということをここでもやっていただきたい。 それでは、その他に移りたいと思います。
事務局	その他のところ、1 ページ目の次第のところの6 番その他の2 番で、地域就農者ヒアリング資料という形で書いております。7.3 ページ以降に資料をつけておりますが、6 月の利用権設定のときに上がってくる内容ではございますけれども、申請が4 月中に上がるということで、第3 調査部会のほうでヒアリングをしていただいております。きょう報告がなかった——と——と——について、松崎調査部会長のほうからヒアリング内容のご報告をしていただきたいと思います。
議 長	それでは、順を追ってよろしく願いいたします。
調査部会長 (12 番)	7.3 ページの——ですが、こちらはご夫婦で見えました。今回、借りられる農地は——ですが、本人さんは——に住んであり、——での経営規模を拡大したいということでしたが、稲作の経験もあるということで——をお願いしてあるそうです。今後の経営は水稻をしながら、ニンジン等を作付したいと。これも無農薬でということでした。話途中でちょっと元気がないな、頼りないなというような気が少しはしました。でも、——の農地なんかは彼がやめると誰も仕手がないというようなことも想像されますし、夫婦で来てありましたので、どちらかというと、奥さんが横でこそこそこそこそ伝えてあって少し不安でしたけど、頑張ってください

というような声をかけております。

一応———につきましては以上です。

次に、———。こちら夫婦でお見えになっておりました。———夫婦はご主人が造園業をしながら、もともと———の出身ということで、造園業もしてあるということで、今回、オリーブをやりたいということで、九州オリーブ協会に入会して、苗もそこから購入し、数年先にはオリーブオイルを200ミリの3,000円から5,000円ぐらいで売りたいというような希望を持ってあり、旦那さんは造園業ということで、樹木については詳しいようでしたので、管理等については心配ないようでした。糸島のオリーブ協会もできているということですので、先行事例としてぜひ頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、79ページ、———。こちらはご夫婦じゃなく、兄弟でお見えになりました。申請の本人さんは新規就農者の本人さんは43歳で、お姉さんが46歳。現実にはまだまだお父さんが頑張ってたつてあるということで、お姉さんが———の———に勤務されていたときに、———から野菜をつくってほしいという要望があつて、お父さんがつくり始めたということで、需要のほうが多過ぎて対応できないということで、家族ぐるみで規模拡大して頑張ろうというような特異な新規就農者です。作付されるのは主にベビーリーフ、ナタマメ等をふやしていきたいと、そういうことで、販売面は既に確保されてあるので、収益とか、営農計画については余り心配ないのではないかとということで、ぜひ頑張ってくださいと声をかけております。

以上です。

議長

今回、調査部会はこの面談の方が5件ですか、戸惑うぐらい、記憶にないぐらい、次から次というか、各それぞれの希望をされる方と面談をしたわけですね。一人一人の経営内容も違いますし、私たちが今後の参考というか、勉強にもなるなと思っております。

6月に農業振興課で利用権設定の案件が出ますけれども、その部分の一部に入つるとということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の農地対策B班の報告をどうぞ。

14番

14番高橋です。高武委員長にかわつて私のほうから報告いたします。

番号1番、大字———の部分で現地の状況で問題点が、一時転用で以前工事の進捗状況の確認とかやつて、平成26年の7月から地元関係者とともに定期的に現地調査を実施していました。前回、調査したのが平成26年11月20日であつたんですけど、そのときは順調で、完了まであと1年ぐらいかかるということでした。それで、今回現地調査に行つて、約8

0%ぐらい完成していきまして、今後も地元と農業委員会で連携をとりながら今後の進捗状況を見守っていききたいと思います。

続きまして、番号2番の大字——の件ですけど、これがせんだって生活環境課より、農地内の田んぼでごみを燃やしているとの報告があつて、現場では建築廃材等が燃やされている形跡があつたということでした。それで、現地調査を行ったときはその報告があつたときよりもごみがふえていた形跡がありましたので、文書で指導を行うことといたしました。ちなみに所有者はここに書いてあるように、——の方です。

続きまして、番号3番、大字——の分ですけど、これは新規就農後の経営状況の確認で、平成26年6月の利用権設定の分です。きょうもありました法人の——の件です。調査の結果が一部作付地がありましたけれども、きょう出ましたように、法人化し、障害者等の雇用をしながら暗渠排水等の改良工事を行い、作付をするとのことでした。それで、今後も見守っていききたいと思います。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き1番は80%完了ということですけど、完了するまで定期的に見に行かないかん。

それと、実はこれは議案に、その他にもないんですけども、来年の4月で農業委員会の組織変更が予定をされております。もう過去何遍もそのことに触れたと思いますけれども、ことしの12月の糸島市の12月議会に農業委員の定数の条例を決めるというふうな段取りが行われて、初めて来年の4月に間に合うというようなことでございますので、その次の議会ということでありますと、3月議会しかありませんので。しかしながら、地域ではもう既に12月の末に農業委員の選定なりの作業が入るやもしれません。ということから、今、国会が連休を明けまして再開をされるということでございますけれども、この議案の中で我々が関係する議案が7月に審議されるということでございますけれども、まだはっきりした確証がありません。特にことしの、ことしのというか、重要法案が山積みされております。特に集団的自衛権というようなことも大きな議案が残っておるということでございますので、その審議によっては順番がおくれるやもしれません。しかしながら、その採決を見ながら、その採決があれば、審議が終われば、来年の4月に施行ということになりますけれども、施行の前にたくさん事務が残つとるわけでございます。特に今、言いましたようなことで、まず、定数の部分、それから地域でどういう組織が協議するのかという部分、そういうとも含めて、今からの新しい組織に移行するための調査研究が糸島市に頼つとってばかりではおられないということも私も考えております。ですから、そういう情報が流れてくるたびに、早急

にこの当糸島市でも地域、地域を考えながら、今までのいきさつもありましようし、定数をどう配分するのかということも含めて協議をしていくべきではないかと思っております。

我々は来年の3月に一応任期が満了するわけでありましてけれども、満了したからといって糸島市農業委員会が消滅するわけじゃございませんので、次のスタートのためにも今からでも少しずつ協議をしながら、その煮詰めをしていきたいと思っておりますけれども、事務局に早くそういう情報が入りましたら、その都度、その都度、農政改革なり、何か組織をつくって、その協議を共有化したいというふうに思っておりますので、今、私が一人で考えておりますけれども、何か皆様からそのことについてご意見がありましたら、承りたいと思います。

やっぱり待ちの姿勢ではちょっと困るというか、我々が主導していかなければならないということ、市長部局に全ておんぶに抱っこをしておる状況ではちょっといかんと。福岡県のある地域では、もう既に研究会を立ち上げたというところもありますので、当糸島市もそれを見習いまして研究をしていきたい。待ちの姿勢ではどうも4月1日の移行に差しさわりのあるやもしれませんので、そういうところ、早くこっちの対応も主導権を持って進んでいきたいと思えます。

まず、一番の思うとうとは、現在の28名の定員というか、農業委員の数を法律ができた後にこの当糸島市が何名になるかということもまず大きな問題だと思います。その人数が最終的にどこかで落ちつくと思えますけれども、それを旧前原、旧志摩、二丈にどう配分するかということも含めて、いろいろな協議を煮詰めたいと思っておりますので、どうもその辺の部分につきまして、いい知恵がありましたら伺いながら、その協議を進めたいと思っております。

いきなり例えば、7月から、8月からということになっては。まず、皆さんに話をこうして構想を考えて、そのとき、そのときを情報が入りましたら、どういう組織で協議するのかということも今から考えなければなりませんけれども、一番機動的で取りまとめが容易なところを含めると、全員でするよりも、限られた人数でして、そして、皆さんに逐一報告をすると、そしてまた、その報告のときに意見を聞くというふうな姿がいいんじゃないかなと私はこう思っておりますけれども、いかがでしょうか。

福岡県の中でも来年の、来年というか、ことしの7月ごろから順次任期を満了するところがあります。ちょっと10か、20の農業委員会がそういうことでもう満了するわけです。ですから、先月の末に常任委員会がございましたときに、そういうふうな意見が出て、早くそういう研究をしたほうがいいんじゃないかというふうな意見も聞いとるところがありますので、やっぱり後追いではなかなか対応が後手に回るということも考えられますので、とにかく情報は早く集めて、糸島市としてどう考えるかという

ことを市長部局と、それから農業振興課ともよく協議をしながら、この農業委員会が弱体化にならないようなことを念頭に置いて、将来の姿を模索していきたいと思っております。どうかその点につきまして皆さんのご協力をお願いしたいし、また、知恵も出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。議案になかった部分でございますけれども、そういうことをお話をさせていただきました。

19番

この農業委員会に関する法律の改正ですがね、第1章と第2章と思うんですよ。第3章、第4章は多分削除になると思いますから。その案は県の農業会議なり、全国農業会議所含めて、素案というのは手に入らんのですか。そここのところを見らんと、農業生産法人の名前を変えて、農地取得適格者なんかにするとか、何かちょこちょこちょこ記事が出よりますたいね。全然わからんですよ。全体の構成がどうなのか。それがたたき台でも何でもいいから入れば、会長が今おっしゃる話は相当現実的なプロジェクトで、現実的な話がプロジェクトをつくれれば相当できるんじゃないかと思うんですよ。我々は3月31日まで任期が延びたわけですから、間違いなく国は4月1日施行なんですよね。だから、その辺がどうにかして手に入らんと、議論のしようがないんですよ。そこをお願いします。

議長

はい、わかりました。今までもちょこちょこ私が知っている部分はこの総会においても皆さんにお知らせしてきた部分があります。それをまとめてちょっと文章化というか、わかりやすく表現できるものをつくりたいと思います。それで、組織として、とりあえず農政対策で13人おられますので、この次の総会までに、総会の前もって集まっていたるか、場合によっては日にちを変えて集まってもらおうかということも含めて、ほかにも希望者があるならば、農政対策委員でない人でもそれは加わっていただくことも別にとめるわけではございませんので、出ていただきたいと思えます。日にちが決まればそういう案内もしたいと思えます。

それで、その情報を早く仕入れて、そして表にして、そしてわかりやすく、今わかっとる部分についてはお知らせをしたいと思えます。

ただ、農業委員を半減化するという言葉がございます。そしてその半減化した、その半分を認定農業者を農業委員に入れるというふうな言葉もございます。ただ、地域によっては認定農業者がいないところもあるわけです。当糸島ではもう400経営体ぐらいたくさんございますけれども、ある市町村ではもうほとんどいないところもありますし、その農業委員の定数に満たないところもある。そしてまた、認定農業者の方が農業委員に希望されないと、自分の経営に忙しいと言って希望されないということは全国の集まりの中でも私も発言をしましたし、私以外の方も各県の会長も認定農業者は今の経営に忙しいんじゃないかと、必ずしも認定農業者が農業

委員に加わってくるということはどうも確証があるのかという発言もさせてもらいました。JAもそうと思っています。JAの理事も多分半数は認定農業者でなければならないというふうなことが多分今回の法律で改正があらうかと思っています。そういうことも含めて、その認定農業者の中に過去認定農業者もそれに入れるというふうな構想もあるように聞いております。しかしながら、あると言ったら間違いが起こったとき困るから、議会軽視じゃないかということで、それがちまたに流れては困るということではなかなか踏み切れない部分がありますので、そこら辺、議会軽視にならないようなことで私たちも配慮しとるわけでございます。とにかくこういうふうになるんじゃないかなということがわかり次第、余り騒ぎ立てられることがない部分をお知らせしたいと思っています。

それでは、今、その他の項につきまして予定しておりましたことを終わりましたけれども、何か皆様方からほかに今回言っておきたいということがありましたら。

27番

第3調査部会で今度やったんですけれども、さっき言われましたように、5人というヒアリングしたんですけれども、ちょっと部会長が言われましたように、この人、ほんなごと最後まで農業を続けんさっちゃうかというふうな人たちもやはり自分たちとしては頑張ってくださいということをよく言わすような格好なんです、このあたりの足跡を、さっき農地対策でも去年なられた方を見たというふうなことでしたけれども、足跡を追うというか、大体どんどんどん農業を始めた人たちがどんなふうになっていって、どがしに残っているのかというあたりは、振興課あたりがちゃんと把握しているのか、そのあたりもし把握していただいたら、今回こういった委員会の中でこうやってずっと年度ごとに入ってきた人たちがちゃんとこうやって残っているんですよというような報告あたりが欲しいなと思って、ちょっと意見として出したいと思って言ったんですけど。

今度のを見ても、今回、特に給付金をもらう人たちがそういった何といひますか、生活設計といひますか、経営設計が余りよくないのに、やはり5年間もらえるということだけで農業をしているような人があるような気がしてですね。私たち農業委員はただスタートだけを頑張ってくださいということで言っていますけれども、その後までやっぱり指導までは私たちも力が及ばんと思いますけれども、どれだけの人たちが根づいてくれるのかというのはぜひ知っておきたいなというふうなことを思ったもんですから、ぜひそのあたりをお願いしたいなと思いました。

議長

同感であります。うちも1年後の姿をどんなものかということで現地に行くようにしておりますけれども、大体事務局でそういうとは把握しとる部分があるっちゃろう、1年は。(発言する者あり)それは今までも新規

就農してから1年後は現地に行くということを引き続き行っていきたいと思っております。

ほかに。

(質問、意見なし)

議 長 なければ、本日の総会を終わりますけれども、総会の後、旅行委員の方から報告がありますので、引き続きお待ちいただきたいと思います。

事務局 閉会のご挨拶を井手副会長よりお願いいたします。

井手副会長 皆さん、長時間にわたりまして慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして第29回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

平成27年5月8日

議事録署名人

23番 田 中 善 久

17番 平 野 利 延